

兵庫県公報

平成26年3月20日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例等の一部を改正する条例（広域行政課）	4
○ 兵庫県立山の学校の設置及び管理に関する条例（青少年課）	7
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	7
○ 勤労者福祉基金条例の一部を改正する条例（同）	39
○ 農林水産資金特別会計条例の一部を改正する条例（同）	39
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	39
○ 部制条例の一部を改正する条例（新行政課）	53
○ 県民局設置条例の一部を改正する条例（同）	54
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	55
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	56
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同）	56
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理に関する条例の一部を改正する条例（医療保険課）	57
○ 兵庫県立こどもの館 ^{やかた} の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例（少子対策課）	57
○ 環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例（消費流通課）	58
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住宅管理課）	59
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	60
○ 兵庫県いじめ対策審議会条例（教育委員会事務局高校教育課）	60
○ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	61
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	62

公布された法令のあらまし

●法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、義務付け及び枠付けの見直し並びに権限移譲が行われることに伴い、次の関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例
- 2 兵庫県固定資産評価審議会条例
- 3 兵庫県社会教育委員に関する条例
- 4 兵庫県交通安全対策会議条例
- 5 兵庫県土地利用審査会条例
- 6 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例
- 7 兵庫県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例
- 8 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 9 兵庫県留置施設視察委員会条例

●兵庫県立山の学校の設置及び管理に関する条例（条例第7号）

豊かな自然環境の下で、人及び地域とふれあう体験や共同生活を通じて、健やかな心身及び豊かな人間関係を育みながら、自らの進路を見いだすことができるよう支援することにより、こころ豊かな青少年の育成を図るため、兵庫県立山の学校（以下「学校」という。）を設置することとした。

- 1 位置
宍粟市山崎町五十波

2 業務

- (1) 健やかな心身及び豊かな人間関係を育むための活動の指導を行うこと。
- (2) 林業を体験する機会及び場を提供すること。
- (3) 個性及び能力に応じた進路を見いだすための支援を行うこと。
- (4) その他学校の目的を達成するために必要な業務

3 管理

学校の管理を地方自治法に規定する指定管理者に行わせるものとする。

4 施行期日

平成26年 4月 1日

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例
- 6 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例
- 7 兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例
- 8 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例
- 9 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例
- 10 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例
- 11 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例
- 12 兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例
- 13 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例
- 14 兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 15 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例
- 16 兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例
- 17 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例
- 18 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例
- 19 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例
- 20 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例
- 21 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例
- 22 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例
- 23 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例
- 24 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例
- 25 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例
- 26 漁港管理条例
- 27 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例
- 28 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例
- 29 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例
- 30 兵庫楽農生活センターの設置及び管理に関する条例
- 31 ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例
- 32 兵庫県港湾施設管理条例
- 33 兵庫県立都市公園条例
- 34 道路占用料の徴収等に関する条例
- 35 兵庫県入港料条例
- 36 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例
- 37 公有土地水面の使用料等の徴収に関する条例
- 38 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例
- 39 海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例

- 40 港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例
- 41 兵庫県工業用水道供給条例
- 42 兵庫県水道用水供給条例
- 43 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 44 兵庫県立学校授業料等徴収条例
- 45 兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例
- 46 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例
- 47 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例
- 48 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例
- 49 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例
- 50 兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例
- 51 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例
- 52 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例
- 53 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例
- 54 警察手数料徴収条例

●**勤労者福祉基金条例の一部を改正する条例**（条例第9号）

勤労者福祉基金を処分してその財源に充てることができる事業に、勤労者の能力の向上を支援するための事業を追加する等規定の整備を行うこととした。

●**農林水産資金特別会計条例の一部を改正する条例**（条例第10号）

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の廃止に伴い、特別会計を設置する就農支援資金に関する規定について、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県税条例の一部を改正する条例**（条例第11号）

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人県民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税及び鉾区税に係る規定について所要の整備を行うこととした。
- 2 勤労者の仕事と生活の調和を実現し、多様な働き方と生き方及び健康で豊かな生活環境の確保を推進するための事業を引き続き展開するため、法人県民税法人税割の超過課税について、その実施時期を延長する等所要の整備を行うこととした。

●**部制条例の一部を改正する条例**（条例第12号）

第3次行財政構造改革推進方策を踏まえ、部長等の所掌事務の範囲の明確化を図るため、各部の所管に属する事務の特例を定めることとした。

●**県民局設置条例の一部を改正する条例**（条例第13号）

第3次行財政構造改革推進方策を踏まえ、政令市又は中核市の区域を所管区域に含む県民局については、市町との連携を引き続き推進するため総合事務所としての機能は維持しつつ、大胆な組織の簡素化を図り、県民センターに改組することとし、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 地域における県行政を総合的に調整し、地域の特性を生かしつつ諸課題の迅速な解決を図るため、県民局のほか県民センターを設置することとし、その名称等を次の表のとおりとすることとした。

名 称	位 置	所 管 区 域
神戸県民センター	神戸市	神戸市
阪神南県民センター	尼崎市	尼崎市 西宮市 芦屋市
中播磨県民センター	姫路市	姫路市 神崎郡

- 2 題名を県民局及び県民センターの設置に関する条例に改めることとした。

●**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**（条例第14号）

知事の権限に属する事務のうち農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく飲食料品の品質に関する表示の基準を遵守すべき旨の指示に関する事務等について、市町が処理することとする等所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例**（条例第15号）

- 1 知事及び教育委員会の事務部局の職員、警察官以外の警察職員並びに企業庁の職員の定数を削減し、病院事業の職員の定数を増加することとした。

2 短時間勤務の職に再任用される者の活用の状況を明確化するとともに、その数の適正な管理を図るため、その上限を定めることとした。

●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

現下の厳しい財政状況等に鑑み、特別職に属する常勤の職員及び教育長の給料月額及び期末手当に係る減額措置について、平成26年度も引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

●後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

後期高齢者医療財政安定化基金に充てるため後期高齢者医療広域連合から徴収する拠出金の額を算定する際に用いる割合について、その標準となる厚生労働大臣が定める率が改められることに伴い、当該割合を改めることとした。

●兵庫県立こどもの館^{ぐみだ}の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例（条例第18号）

効率的で質の高い管理運営を図り、児童の健全な育成を更に促進するため、兵庫県立こどもの館の管理を指定管理者に行わせることとし、所要の整備を行うこととした。

●環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第19号）

地域循環型燃料の普及による地球の温暖化の防止を図ることを目的として、バイオディーゼル燃料混和軽油の県内での生産、流通及び消費を促進するため、バイオディーゼル燃料混和軽油に係る軽油引取税の課税に特例を設けることとし、関係条例について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で18歳以上であるもの等について、県営住宅の入居の資格を緩和することとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者についても、配偶者からの暴力を受けた者に準じて、同法の適用対象とされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を141人減員することとした。
- 2 短時間勤務の職に再任用される者の活用の状況を明確化するとともに、その数の適正な管理を図るため、その上限を定めることとした。

●兵庫県いじめ対策審議会条例（条例第22号）

いじめ防止対策推進法の施行により、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとされたことに伴い、兵庫県いじめ対策審議会の設置、所掌事務、組織等に関して必要な事項を定めることとした。

●警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

兵庫県姫路警察署、兵庫県飾磨警察署及び兵庫県網干警察署の規模の適正化を図り、より効果的かつ効率的な警察の活動が行える体制を確立するため、これらの警察署の管轄区域について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

糖尿病について専門的かつ総合的な医療を提供するため、兵庫県立姫路循環器病センターに糖尿病センターを設置することに伴い、兵庫県立姫路循環器病センターの診療科目について所要の整備を行うこととした。

条 例

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 6 号

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例等の一部を改正する条例

（法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部改正）

第 1 条 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第1節 社会福祉法関係（第2条）」

を

「第1節 社会福祉法関係（第2条）」

第1節の2 民生委員法関係（第2条の2）」

に改める。

第2章第1節の次に次の1節を加える。

第1節の2 民生委員法関係

第2条の2 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定による条例で定める民生委員の定数は、同項の厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町の区域ごとに、当該区域を管轄する市町長の意見を聴いて、知事が別に定める数とする。

第17条の次に次の1条を加える。

(基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の基準)

第17条の2 法第47条第1項第1号の規定による条例で定める基準該当居宅介護支援の事業の基準並びに法第81条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定居宅介護支援の事業の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とする。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第29条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定居宅介護支援の事業又は基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所（以下この条において「指定居宅介護支援等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 3 指定居宅介護支援等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 4 第2項の事業を行う者（以下この条において「指定居宅介護支援等事業者」という。）は、省令第12条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 介護支援専門員は、省令第13条第1項第8号(同項第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。
- 6 指定居宅介護支援等事業者は、省令第19条第3項（省令第30条において準用する場合を含む。）の研修の実施計画を介護支援専門員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、介護支援専門員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定居宅介護支援等事業所の介護支援専門員その他の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅介護支援等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定居宅介護支援等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を介護支援専門員その他の従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び介護支援専門員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

第19条の次に次の1条を加える。

(指定居宅介護支援事業者の指定等)

第19条の2 法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める者は、介護保険法施行規則第132条の3の2に定める者であつて、かつ、暴力団等でない者とする。

(兵庫県固定資産評価審議会条例の一部改正)

第2条 兵庫県固定資産評価審議会条例（昭和37年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第401条の2第6項」を「第401条の2第5項」に改める。

第5条中「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第2項中「よつて」を「よって」に改め、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(組織)

第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。

(兵庫県社会教育委員に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県社会教育委員に関する条例(昭和38年兵庫県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「任期その他」を「委嘱及び任期その他委員に関して」に改める。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(兵庫県交通安全対策会議条例の一部改正)

第4条 兵庫県交通安全対策会議条例(昭和45年兵庫県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (3) 知事が必要と認めて任命される委員 5人以内

第3条第2項中「前項第2号」の右に「及び第3号」を加え、同条第5項中「解任される」を「その任を解く」に改める。

第5条中「はかつて」を「諮って」に改める。

(兵庫県土地利用審査会条例の一部改正)

第5条 兵庫県土地利用審査会条例(昭和49年兵庫県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とする。

第4条第2項中「及び3人以上」を「を含む過半数」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以上7人以内で組織する。

(職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部改正)

第6条 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例(平成4年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「期間は、5年」を「年齢は、55歳」に改める。

(兵庫県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例の一部改正)

第7条 兵庫県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数に関する条例(平成11年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

題名中「委員」を「委員等」に改める。

本則中「平成9年法律第123号」の右に「。以下「法」という。」を加え、本則を第1条とし、同条に見出しとして「(公益を代表する委員の定数)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(合議体を構成する委員の定数)

第2条 法第189条第3項の規定による同条第2項の合議体を構成する委員の定数は、3人とする。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第8条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表39の部を次のように改める。

39 薬事法に基づく事務

事務	市町
薬事法(昭和35年法律第145号)に基づく事務のうち、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)の規定により知事に提出される書類の受理又は同令の規定により知事が作成する書類の交付に関する事務であって別に規則で定めるもの	神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市

(兵庫県留置施設視察委員会条例の一部改正)

第9条 兵庫県留置施設視察委員会条例(平成19年兵庫県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。）第21条第6項」を「」第21条第4項」に改め、「という。）の」の右に「委員の定数及び任期その他委員会の」を加える。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1項中「法第21条第3項のとおり」を「1年」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員は、再任されることができる。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、8人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して3年を超えない期間内において、第1条の規定による改正後の法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例第2条の2の規定による知事の定めがされるまでの間は、民生委員の定数については、なお従前の例による。



兵庫県立山の学校の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第7号

兵庫県立山の学校の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 豊かな自然環境の下で、人及び地域とふれあう体験や共同生活を通じて、健やかな心身及び豊かな人間関係を育みながら、自らの進路を見いだすことができるよう支援することにより、こころ豊かな青少年の育成を図るため、兵庫県立山の学校（以下「学校」という。）を置く。

(位置)

第2条 学校の位置は、宍粟市山崎町五十波とする。

(業務)

第3条 学校は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 健やかな心身及び豊かな人間関係を育むための活動の指導を行うこと。
- (2) 林業を体験する機会及び場を提供すること。
- (3) 個性及び能力に応じた進路を見いだすための支援を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学校の目的を達成するために必要な業務

(管理)

第4条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、学校の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、学校の管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(兵庫県立林業研修館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 兵庫県立林業研修館の設置及び管理に関する条例（昭和50年兵庫県条例第48号）は、廃止する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第8号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1 建物使用料の款専用使用の項その他のものの中「100分の6.3」を「100分の6.48」に、「その部分」を「、その部分」に改め、「」に相当する額」の右に「に105分の108を乗じて得た額」を加える。

別表第2 健康福祉事務所使用料及び手数料の款水質検査料の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同款食品検査料の項中「4,500円」を「4,600円」に改め、同款検査成績謄本再渡料の項中「400円」を「410円」に改め、同表健康生活科学研究所使用料及び手数料の款水質検査料の項中「10,000円」を「10,300円」に改め、同款温泉分析試験料の項中「123,200円」を「126,700円」に改め、同款理化学的検査料の項中「38,600円」を「39,700円」に改め、同款生物学的検査料の項中「44,900円」を「46,200円」に改め、同款毒性試験検査料の項中「51,700円」を「53,200円」に改め、同款検査成績謄本再渡料の項中「400円」を「410円」に改め、同表工業技術センター使用料及び手数料の款研究室使用料の項中「500円」を「550円」に改め、同款技術研修室使用料の項中「11,700円」を「12,000円」に改め、同款加工手数料の項中「30,950円」を「31,800円」に改め、同款技術講習料の項中「13,000円」を「13,400円」に改め、同表家畜保健衛生所手数料の款病性鑑定家畜焼却手数料の項中「6,000円」を「6,100円」に、「4,000円」を「4,100円」に改め、同款家畜衛生等に関する諸証明手数料の項中「400円」を「410円」に改め、同表農林水産技術総合センター手数料の款木材試験手数料の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同款木材試験成績書の副本の交付手数料又は書換え手数料の項中「400円」を「410円」に改める。

別表第3の3の部(4)の款を同部(5)の款とし、同部(3)の款中「児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この部において「政令」という。)」を「政令」に改め、同款を同部(4)の款とし、同部中(2)の款を(3)の款とし、(1)の款の次に次のように加える。

(2) 保育士試験 全部免除申請 手数料	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この部において「政令」という。)第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	2,400円
----------------------------	--	--------

別表第3の26の部(4)の款中「16,500円」を「17,900円」に、「13,700円」を「14,900円」に、「12,100円」を「13,100円」に改め、同表33の部(3)の款中「2,800円」を「2,900円」に改める。

別表第4の14の部(1)の款中「10,000円」を「15,000円」に改め、同表42の部(2)の款中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同部(36)の款中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改め、同部(37)の款中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同表52の部(6)の款中「1,700円」を「2,500円」に改め、同表60の2の部(2)の款の次に次のように加える。

(3) サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料	法第9条第1項の規定に基づく登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録に対する審査	登録事項の変更がサービス付き高齢者向け住宅を追加するもの(以下この部において「追加変更」という。)である場合	追加変更に係るサービス付き高齢者向け住宅(以下この部において「追加変更住宅」という。)の戸数が10戸以下のもの	25,000円
			追加変更住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの	29,000円
			追加変更住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	34,000円
			追加変更住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの	38,000円
			追加変更住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの	42,000円

		追加変更住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの	50,000円
		追加変更住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの	63,000円
		追加変更住宅の戸数が101戸以上のもの	75,000円
登録事項の変更がサービス付き高齢者向け住宅の各居住部分(法第7条第1項第1号に規定する居住部分をいう。以下この部において同じ。)の床面積を18平方メートル以上25平方メートル未満とするもの又はサービス付き高齢者向け住宅の共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるもの(以下この部において「面積等変更」という。)である場合		面積等変更に係るサービス付き高齢者向け住宅(以下この部において「面積等変更住宅」という。)の戸数が10戸以下のもの	6,200円
		面積等変更住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの	6,900円
		面積等変更住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	7,600円
		面積等変更住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの	8,300円
		面積等変更住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの	9,000円
		面積等変更住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの	9,700円
		面積等変更住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの	11,000円
		面積等変更住宅の戸数が101戸以上のもの	12,000円
		登録事項の変更が法第6条第1項第12号の前払金を受領するサービス付き高齢者向け住宅事業とするものである場合	6,200円
		登録事項の変更がサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約を賃貸借契約以外の契約とするものである場合	4,200円

別表第4の60の2の部備考(1)の表中

「

サービス付き高齢者向け住宅の戸数が10戸以下のもの

 」

を
 「

サービス付き高齢者向け住宅（(1)に掲げる場合に該当するサービス付き高齢者向け住宅に限る。以下この表において同じ。）の戸数が10戸以下のもの

に改め、同部備考を同部備考1とし、同部に備考2及び備考3として次のように加える。

- 2 登録事項の変更（追加変更である場合に限る。）に係るサービス付き高齢者向け住宅事業が備考1(1)に掲げる場合に該当するときにおけるサービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料の金額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

区分	金額
追加変更住宅（備考1(1)に掲げる場合に該当するサービス付き高齢者向け住宅に限る。以下この表及び備考3の表において同じ。）の戸数が10戸以下のもの	6,200円
追加変更住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの	6,900円
追加変更住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	7,600円
追加変更住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの	8,300円
追加変更住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの	9,000円
追加変更住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの	9,700円
追加変更住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの	11,000円
追加変更住宅の戸数が101戸以上のもの	12,000円

- 3 追加変更と面積等変更とを併せて行う登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録の審査に係るサービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料の金額は、(3)の款の追加変更である場合に定める金額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を加算した額とする。

区分	金額
面積等変更住宅の戸数（追加変更に係るサービス付き高齢者向け住宅事業が備考1(1)に掲げる場合に該当するときにあつては、追加変更住宅の戸数を加えた戸数。以下この表において同じ。）が10戸以下のもの	6,200円
面積等変更住宅の戸数が11戸以上20戸以下のもの	6,900円
面積等変更住宅の戸数が21戸以上30戸以下のもの	7,600円
面積等変更住宅の戸数が31戸以上40戸以下のもの	8,300円
面積等変更住宅の戸数が41戸以上50戸以下のもの	9,000円
面積等変更住宅の戸数が51戸以上70戸以下のもの	9,700円
面積等変更住宅の戸数が71戸以上100戸以下のもの	11,000円
面積等変更住宅の戸数が101戸以上のもの	12,000円

別表第4の64の2の部備考(1)、65の部備考3(1)並びに66の部備考1(1)及び備考4(1)中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表67の部を次のように改める。

67 その他の手数料

名称	事務の区分	金額

(1) 独立行政法人福祉医療機構による貸付金の借受けに関する証明手数料	独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条第1項第2号の規定に基づく独立行政法人福祉医療機構による貸付金の借受けに必要な証明書の交付	1通につき410円
(2) その他の証明手数料	申請に対し行う各種の証明事務のうち、この表の他の部及びこの部の他の款に定めのないものに係る証明書の交付	1通につき400円

別表第5の1の部に次のように加える。

保育士試験全部免除申請手数料	児童福祉法施行令第21条の規定に基づく厚生労働省令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	法第18条の9第1項に規定する指定試験機関
----------------	---	-----------------------

別表第5の12の部に次のように加える。

サービス付き高齢者向け住宅事業登録事項変更手数料	法第9条第1項の規定に基づく登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録に対する審査	法第28条第1項に規定する指定登録機関
--------------------------	---	---------------------

(兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第100号)の一部を次のように改正する。

別表団体で利用する場合の款講堂兼体育室の項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
1,500	1,900	1,900	3,400	3,800	5,300

別表団体で利用する場合の款第1研修室の項基準額の欄及び第2研修室の項基準額の欄を次のように改める。

410	520	520	930	1,040	1,450
620	820	820	1,440	1,640	2,260

(兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県民会館の設置及び管理に関する条例(昭和43年兵庫県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの款基準額の欄から事務室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
29,400	54,500	54,500	81,100	103,300	121,000
19,300	36,400	36,400	54,000	68,600	81,100
30,500	56,900	56,900	81,700	108,500	127,300
5,300	9,900	9,900	14,600	18,500	22,000
5,000	9,400	9,400	14,100	17,900	20,900
4,100	7,500	7,500	11,300	14,200	16,700
3,700	6,900	6,900	10,300	13,400	15,500

3,600	6,700	6,700	9,900	12,800	14,600
3,000	5,300	5,300	8,200	10,400	12,300
2,800	5,000	5,000	7,600	9,500	11,300
2,300	4,300	4,300	6,500	8,200	9,800
2,100	3,600	3,600	5,100	6,600	7,600
3,700	6,900	6,900	10,200	13,000	15,400
2,400	4,500	4,500	6,500	8,400	10,000
2,100	4,200	4,200	6,200	7,900	9,300
1,900	3,500	3,500	5,100	6,400	7,600
1,000	2,000	2,000	2,900	3,700	4,400
800	1,600	1,600	2,400	3,300	3,600
6,700	12,400	12,400	18,500	24,000	27,900
6,600	11,400	11,400	17,500	21,600	25,800
1日につき 32,300円					
1日につき 27,600円					
1日につき 14,600円					
1日につき 11,100円					
1時間につき 650円					
1日につき 3,700円					
1平方メートル当たり1月につき820円の範囲内で規則で定める額					

(兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表西播磨文化会館の部団体で利用する場合の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,500	4,700	4,700	8,200	9,400	12,900
720	930	930	1,650	1,860	2,580
410	410	520	820	930	1,340
720	930	930	1,650	1,860	2,580
1,500	2,200	2,200	3,700	4,400	5,900
720	930	930	1,650	1,860	2,580
620	930	930	1,550	1,860	2,480
520	720	720	1,240	1,440	1,960
2,300	2,700	2,700	5,000	5,400	7,700

別表淡路文化会館の部団体で利用する場合の款基準額の欄を次のように改める。

円 3,500	円 4,700	円 4,700	円 8,200	円 9,400	円 12,900
930	1,200	1,200	2,130	2,400	3,330
1,500	2,200	2,200	3,700	4,400	5,900
720	930	930	1,650	1,860	2,580
620	930	930	1,550	1,860	2,480
2,300	2,700	2,700	5,000	5,400	7,700

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場の設置及び管理に関する条例(昭和53年兵庫県条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄から小ホールの款基準額の欄までを次のように改める。

円 23,800	円 30,200	円 34,600	円 54,000	円 64,800	円 88,600
21,600	25,900	31,400	47,500	57,300	78,900
6,100	7,100	8,400	13,200	15,500	21,600
5,600	6,400	7,400	12,000	13,800	19,400
3,900	5,000	6,300	8,900	11,300	15,200
3,600	4,600	5,700	8,200	10,300	13,900

別表練習室の款Aの項基準額の欄を次のように改める。

1,300	1,700	1,900	3,000	3,600	4,900
-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表展示室の款基準額の欄中「8,400円」を「8,600円」に改め、同表備考の欄中「10,000円」を「10,300円」に、「5,000円」を「5,100円」に改める。

(兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県立嬉野台生涯教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表本館・学習交流棟の款基準額の欄から体験学習棟の款実験室の項基準額の欄までを次のように改める。

円 1,900	円 2,400	円 2,400	円 4,300	円 4,800	円 6,700
930	1,100	1,100	2,030	2,200	3,130
620	820	820	1,440	1,640	2,260
1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600
820	1,000	1,000	1,820	2,000	2,820
930	1,300	1,300	2,230	2,600	3,530
930	1,100	1,100	2,030	2,200	3,130
930	1,100	1,100	2,030	2,200	3,130
820	1,000	1,000	1,820	2,000	2,820

620	720	720	1,340	1,440	2,060
520	620	620	1,140	1,240	1,760
4,600	6,300	6,300	10,900	12,600	17,200
1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500
820	1,000	1,000	1,820	2,000	2,820
310	520	520	830	1,040	1,350
310	520	520	830	1,040	1,350
310	520	520	830	1,040	1,350
2,200	3,000	3,000	5,200	6,000	8,200
820	1,100	1,100	1,920	2,200	3,020
1,500	2,000	2,000	3,500	4,000	5,500

別表成人宿泊棟の款基準額の欄からテニスコートの款基準額の欄までを次のように改める。

1人1泊につき	1,900円
1棟1泊につき	9,600円
1人1泊につき	460円
1人1泊につき	1,100円
1時間につき	460円
1面1時間につき	410円

別表備考の欄中「200円」を「210円」に、「4,650円」を「4,800円」に改める。

(兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 兵庫県立いえしま自然体験センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表1の部宿泊をする場合の款ロッジを利用する場合の項専用利用の目中「16,000円」を「16,500円」に、「10,000円」を「10,300円」に、「7,000円」を「7,200円」に改め、同項共同利用の目中「2,500円」を「2,600円」に改め、同款テントを利用する場合の項専用利用の目中「3,200円」を「3,300円」に改め、同項共同利用の目中「400円」を「410円」に改め、同部宿泊をしない場合の款中「200円」を「210円」に改める。

(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例(平成14年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2事務室の項中「3,960円」を「4,070円」に改める。

(兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例(平成17年兵庫県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条中「3,000円」を「3,100円」に改める。

別表第1一般の項中「2,000」を「2,100」に改める。

別表第2セミナー室の項使用料の欄及び談話室の項使用料の欄を次のように改める。

円	円	円
2,400	3,500	5,900
1,200	1,900	3,100

(兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 兵庫県立芸術文化センターの設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄からリハーサル室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
175,000	278,000	339,000	453,000	617,000	689,000
134,000	216,000	278,000	350,000	494,000	545,000
257,000	411,000	514,000	668,000	925,000	1,029,000
206,000	329,000	411,000	535,000	740,000	823,000
72,000	113,000	134,000	185,000	247,000	278,000
51,000	93,000	113,000	144,000	206,000	216,000
103,000	165,000	206,000	268,000	371,000	411,000
82,000	134,000	165,000	216,000	299,000	329,000
34,000	55,000	69,000	89,000	124,000	137,000
28,000	44,000	55,000	72,000	99,000	110,000
51,000	82,000	103,000	133,000	185,000	206,000
41,000	66,000	82,000	107,000	148,000	165,000
1,900	2,900	3,600	4,800	6,500	7,200
1,000	1,600	2,100	2,600	3,700	4,100
500	800	1,000	1,300	1,800	2,100
12,300	18,500	23,700	30,800	42,200	47,300
9,300	15,400	18,500	24,700	33,900	38,100
1,900	2,900	3,600	4,800	6,500	7,200
1,400	2,300	2,900	3,700	5,200	5,800

(兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸生活創造センターの部創作室の款基準額の欄及び練習室の款Aの項基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	7,400
1,300	1,900	1,900	3,200	3,800	5,100
930	1,300	1,300	2,230	2,600	3,530

別表兵庫県立東播磨生活創造センターの部会議室の款基準額の欄から創作室の款調理室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
820	1,000	1,000	1,820	2,000	2,820

2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	7,400
1,400	1,900	1,900	3,300	3,800	5,200

別表兵庫県立東播磨生活創造センターの部練習室の款基準額の欄を次のように改める。

930	1,300	1,300	2,230	2,600	3,530
720	1,000	1,000	1,720	2,000	2,720

別表兵庫県立東播磨生活創造センターの部美術展示室の款中「2,000円」を「2,100円」に改め、同表兵庫県立丹波の森公苑の部生活創造センター棟の款基準額の欄からテニスコートの款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
2,200	2,900	3,500	5,100	6,400	8,600
1,000	1,500	1,900	2,500	3,400	4,400
620	930	1,100	1,550	2,030	2,650
410	620	820	1,030	1,440	1,850
620	930	1,100	1,550	2,030	2,650
410	410	520	820	930	1,340
14,000	19,000	23,000	33,000	42,000	56,000
1,100	1,500	1,900	2,600	3,400	4,500
620	720	820	1,340	1,540	2,160
210	310	410	520	720	930
620	820	1,000	1,440	1,820	2,440
1泊につき 3,600円					
1時間につき 720円					
1面1時間につき 570円					
1面1時間につき 520円					

別表兵庫県立丹波の森公苑の部備考の欄中「5,000円」を「5,100円」に、「1,800円」を「1,900円」に改める。

第12条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立神戸生活創造センターの部中

「

創作室	調理室	円	円	円	円	円	円
		2,000	2,700	2,700	4,700	5,400	7,400
	工芸室	1,300	1,900	1,900	3,200	3,800	5,100
練習室	A	930	1,300	1,300	2,230	2,600	3,530
	B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400

」

を

練習室	A	円 930	円 1,300	円 1,300	円 2,230	円 2,600	円 3,530
	B	1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400

に改める。

(兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例（昭和40年兵庫県条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表機器分析室の項基準額の欄から無響室の項基準額の欄までを次のように改める。

円 3,600	円 5,600	円 9,200
3,000	5,000	8,000
2,400	3,900	6,300
1,600	2,700	4,300
1,200	2,200	3,400
510	1,200	1,700

(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款使用料の欄を次のように改める。

円 5,100	円 7,200	円 8,200	円 12,000	円 15,000	円 21,000
2,600	3,600	4,100	6,200	7,700	10,000
10,000	14,000	16,000	25,000	31,000	41,000
5,100	7,200	8,200	12,000	15,000	21,000
1,600	2,500	2,500	4,100	4,900	6,600
3,300	4,900	4,900	8,200	9,900	13,000

別表2の部兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンターの款使用料の欄を次のように改める。

1人1回につき 210円
1人1回につき 410円
1人1回につき 310円
1人1回につき 620円
1人1回につき 210円
1人1回につき 410円

(兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 兵庫県福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホールの款基準額の欄から小会議室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
5,000	9,100	7,600	13,600	16,100	20,200
3,500	6,400	5,300	9,600	11,300	14,200
1,700	3,200	2,700	4,700	5,700	7,100
3,400	6,200	5,100	9,300	10,900	13,700
1,700	3,200	2,700	4,700	5,700	7,100
900	1,500	1,300	2,400	2,900	3,500

(兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 兵庫県立のじぎく会館の設置及び管理に関する条例（昭和51年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1大ホールの款基準額の欄から多目的室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
10,800	18,700	21,900	29,300	33,600	41,900
2,400	4,000	4,600	6,400	7,200	8,900
2,000	3,300	3,800	5,100	5,900	7,200
1,600	2,800	3,200	4,400	4,900	6,200
3,300	5,800	6,700	9,100	10,400	12,900
1,400	2,500	3,000	3,900	4,500	5,600
1,300	2,400	2,800	3,700	4,200	5,200
1,200	2,100	2,500	3,300	3,700	4,600
900	1,600	2,000	2,600	3,000	3,700
900	1,300	1,600	2,300	2,500	3,200
2,200	3,800	4,400	6,000	6,800	8,400

(兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例（平成7年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円	円	円	円
6,700	11,800	11,800	17,900	22,200	26,500
4,000	7,200	7,200	10,900	13,600	16,300
2,100	3,600	3,600	5,500	6,800	8,100
1,500	2,600	2,600	3,700	4,700	5,500
900	1,700	1,700	2,500	3,300	3,700

(兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 兵庫県立但馬長寿の郷の設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1の部多目的ホールの款使用料の欄及び大研修室の款Aの項使用料の欄を次のように改める。

円 3,800	円 5,000	円 4,900	円 8,800	円 9,900	円 13,700
1,500	2,200	2,100	3,700	4,300	5,800

別表1の部宿泊室の款及びロジの款を次のように改める。

宿泊室		1人1泊につき9,700円の範囲内で規則で定める額	「1泊」とは、 16時から翌日の10時までの利用をいう。
ロ ジ	1棟全部を利用する場合	1棟1泊につき24,300円の範囲内で規則で定める額	
	1室のみを利用する場合	1人1泊につき2,600円の範囲内で規則で定める額	

(兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 兵庫県こころのケアセンターの設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「4,000円」を「4,100円」に改める。

第10条第3項の表宿泊室の利用者の項中「3,500円」を「3,600円」に、「3,100円」を「3,200円」に改める。

(兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1の部体育室の款使用料の欄を次のように改める。

円 5,100	円 7,200	円 8,200	円 12,000	円 15,000	円 21,000
2,600	3,600	4,100	6,200	7,700	10,000
10,000	14,000	16,000	25,000	31,000	41,000
5,100	7,200	8,200	12,000	15,000	21,000

別表2の部使用料の欄を次のように改める。

使用料	
1人1回につき	210円
1人1回につき	410円
1人1回につき	150円
1人1回につき	310円

(兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 兵庫県立姫路労働会館の設置及び管理に関する条例（昭和37年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表専用利用の款基準額の欄及び共同利用の款基準額の欄を次のように改める。

円 12,800	円 21,400	円 18,400	円 34,200	円 39,800	円 52,600
2,800	4,400	3,900	7,200	8,300	11,100
2,000	3,400	2,900	5,400	6,300	8,300

1,000	1,600	1,400	2,600	3,000	4,000
1,900	3,000	2,700	4,900	5,700	7,600
1,700	3,000	2,600	4,700	5,600	7,300
700	1,300	1,000	2,000	2,300	3,000
1,100	1,900	1,600	3,000	3,500	4,600
700	1,100	1,000	1,800	2,100	2,800
1人1回につき 460円					

(兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 兵庫県中央労働センターの設置及び管理に関する条例(昭和51年兵庫県条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄から事務室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
12,300	19,300	17,700	31,600	37,000	49,300
5,500	9,100	8,000	14,600	17,100	22,600
3,900	6,200	5,700	10,100	11,900	15,800
3,300	5,100	4,700	8,400	9,800	13,100
1,700	3,100	2,600	4,800	5,700	7,400
1,500	2,700	2,500	4,200	5,200	6,700
500	800	600	1,300	1,400	1,900
3,300	5,100	4,500	8,400	9,600	12,900
2,600	3,900	3,700	6,500	7,600	10,200
1,600	2,600	2,100	4,200	4,700	6,300
1平方メートル当たり1月につき820円の範囲内で規則で定める額					

(兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 兵庫県立丹波年輪の里の設置及び管理に関する条例(昭和63年兵庫県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条中「400円」を「410円」に改める。

別表1の部ホールの款基準額の欄から研修室の款Aの項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,000	4,000	4,500	7,000	8,500	11,500
1,700	2,500	2,800	4,200	5,300	7,000
1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	4,600
1,400	2,000	2,200	3,400	4,200	5,600
700	1,000	1,200	1,700	2,200	2,900
1,400	2,000	2,200	3,400	4,200	5,600

別表1の部イベント広場の款中「250円」を「260円」に改める。

(兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表大ホールの款基準額の欄から宿泊室の款基準額の欄までを次のように改める。

円 6,100	円 10,900	円 10,900	円 16,400	円 20,800	円 24,300
2,300	4,000	4,000	6,100	7,700	9,100
1,300	2,500	2,500	3,600	4,600	5,500
700	1,300	1,300	2,100	2,600	3,000
600	1,100	1,100	1,500	2,100	2,400
1,200	2,200	2,200	3,300	4,100	4,800
1人1泊につき 8,400円					
1人1泊につき 5,700円					
1人1泊につき 6,000円					
1人1泊につき 4,000円					
1人1泊につき 4,000円					

(兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第25条 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表1の部多目的グラウンドの款基準額の欄から選手控室の款基準額の欄までを次のように改める。

1時間につき 5,600円
1時間につき 4,600円
1時間につき 22,200円
1時間につき 18,500円
1時間につき 8,300円
1時間につき 7,000円
1時間につき 33,300円
1時間につき 27,800円
1時間につき 260円
1時間につき 260円

別表1の部備考の欄中「10,000円」を「10,300円」に、「5,000円」を「5,100円」に、「4,000円」を「4,100円」に、「3,000円」を「3,100円」に、「2,000円」を「2,100円」に改め、同表2の部基準額の欄中「300円」を「310円」に改める。

(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第26条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（平成11年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1淡路夢舞台国際会議場の款基準額の欄を次のように改める。

1時間につき 37,000円

1時間につき 31,000円
1時間につき 16,000円
1時間につき 8,000円
1時間につき 17,000円
1時間につき 3,800円
1時間につき 8,900円
1時間につき 8,600円
1時間につき 4,500円
1時間につき 3,000円
1時間につき 1,700円
1時間につき 1,500円
1時間につき 1,300円
1時間につき 1,100円
1時間につき 2,300円
1時間につき 1,700円
1時間につき 930円
1時間につき 820円
1時間につき 7,300円
1時間につき 820円

別表第1 淡路夢舞台公苑の款野外劇場の項小劇場の目中「400円」を「410円」に改める。

(漁港管理条例の一部改正)

第27条 漁港管理条例(昭和36年兵庫県条例第46号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表第1 小型船舶係留施設の款金額の欄中「3,900円」を「4,000円」に、「4,100円」を「4,200円」に改める。

別表第3 砂利の款金額の欄から栗石又は玉石の款金額の欄までを次のように改める。

325円
290円
290円
385円

(兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第28条 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例(昭和51年兵庫県条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第1 本館の款基準額の欄及びフラワーホールの款基準額の欄を次のように改める。

円	円	円
410	610	1,000

200	410	610
920	1,700	2,600

別表第2一般の項中「500」を「510」に、「400」を「410」に改める。

別表第3一般の項基準額（1人につき）の欄及び生徒の項基準額（1人につき）の欄を次のように改める。

円 1,000	円 820
510	410

（兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第29条 兵庫県立三木山森林公園の設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の部音楽ホールの款基準額の欄から研修室の款基準額の欄までを次のように改める。

円 5,600	円 7,400	円 8,400	円 13,000	円 15,800	円 21,400
1,800	2,300	2,600	4,100	4,900	6,700
2,100	2,700	3,100	4,800	5,800	7,900

別表1の部茶室の款基準額の欄及び工作室の款Aの項基準額の欄を次のように改める。

2,100	2,700	3,100	4,800	5,800	7,900
2,100	2,800	3,200	4,900	6,000	8,100

別表1の部展示室の款中「5,600円」を「5,700円」に改める。

（兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第30条 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)基準額の項中「3,700」を「3,800」に、「4,900」を「5,040」に、「5,600」を「5,760」に、「8,600」を「8,840」に、「10,500」を「10,800」に、「14,200」を「14,600」に改め、同部(2)基準額の項中「600」を「610」に、「800」を「820」に、「1,400」を「1,430」に改める。

（兵庫楽農生活センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第31条 兵庫楽農生活センターの設置及び管理に関する条例（平成18年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の款Aの項基準額の欄及びBの項基準額の欄を次のように改める。

円 1,600	円 2,300	円 3,900
1,300	1,900	3,200

（ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第32条 ひょうご環境体験館の設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表視聴覚室兼研修室の項中「4,300円」を「4,400円」に、「7,500円」を「7,700円」に改める。

（兵庫県港湾施設管理条例の一部改正）

第33条 兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第9条第2項中「1,700円」を「1,750円」に改める。

別表第1 港湾施設の設備を使用する場合の款金額の欄並びに工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款荷役機械及びその附属施設の項金額の欄及び上屋、倉庫及び事務所並びにその附属施設の項金額の欄を次のように改める。

4.5円
6.0円
3.0円
11,200円
780円
14,400円
15,400円
15,400円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額
7,500円
7,700円
7,700円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額
34,600円
18円
35円
605円
34,500円
78,100円
530円
5.7円
8.6円
5.7円
8.6円
173円
16円
22円
27円
16円

2,970円に交付金相当額を 加算した額
2,790円に交付金相当額を 加算した額

別表第1 工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合の款その他のものの項中「1,410円」を「1,460円」に、「147円」を「151円」に改める。

別表第2 港湾施設の設備を使用する場合の款基準額の欄を次のように改める。

4.5円
6.0円
3.0円
780円
14,400円
15,400円
15,400円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額
7,500円
7,700円
7,700円に艇長1メートル又は1メートルに満たない端数を増すごとに160円を加算した額
18円
35円
605円
5.7円
8.6円
173円

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第34条 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の款中「210」を「220」に、「190」を「200」に改める。

別表第3の1の部基準額の欄を次のように改める。

基準額
68,200円
100,600円
3,600円

41,300円
18,000円
27,400円
930円
11,700円
670円
310円
109,400円
3,400円
49,400円
210円
930円
20,600円
510円。ただし、30分までは無料とし、5時間を超えるときは1時間につき100円を加算した額（その額が1,000円を超えるときは、1,000円）とする。
410円
720円
930円
720円
1,100円
1,600円

別表第3の2の部駐車場の款普通自動車及び小型自動車の項中「200円」を「210円」に改め、同部海上展望施設の款中「300円」を「310円」に、「240円」を「250円」に改め、同表3の部野外ステージの款興行のために利用する場合の項中「30,800円」を「31,700円」に、「5,700円」を「5,900円」に改め、同表4の部運動施設の款基準額の欄を次のように改める。

620円
10,900円
980円
410円

別表第3の4の部ウォーターランドの款及び備考3中「200円」を「210円」に改め、同表6の部運動施設の款基準額の欄及び駐車場の款基準額の欄を次のように改める。

510円

210円
1,600円
510円

別表第3の7の部会議室Aの款基準額の欄及び会議室Bの款基準額の欄を次のように改める。

820円
1,300円
1,900円
1,300円
2,300円
3,300円

別表第3の8の部会議室Aの款基準額の欄を次のように改める。

410円
720円
930円

別表第3の8の部会議室Bの款中「700円」を「720円」に改め、同部多目的ホールの款基準額の欄を次のように改める。

2,800円
3,700円
6,500円

別表第3の9の部運動施設の款基準額の欄を次のように改める。

58,500円
86,200円
3,100円
35,600円
51,400円
3,100円
510円
8,600円
2,100円
1,000円
510円
34,600円
17,300円

8,600円

別表第3の10の部運動施設の款基準額の欄を次のように改める。

56,600円
82,300円
3,100円
30,900円
3,100円
66,900円
331,200円
331,200円
331,200円
993,600円
489,600円
489,600円
489,600円
1,468,800円
27,400円
165,600円
165,600円
165,600円
496,800円
154,300円
234,500円
4,300円
77,100円
104,900円
154,300円
2,900円
52,500円
1,200円
54,500円
2,300円
1,000円

411,400円
17,500円
277,700円
102,900円
3,400円
49,400円
210円

別表第3の10の部備考4中「3,800円」を「3,900円」に、「21,500円」を「22,100円」に改め、同表11の部屋内プールの款基準額の欄からグラウンドゴルフ場の款専用で利用する場合の項基準額の欄までを次のように改める。

10,300円
360,000円
820円の範囲内で規則で定める額
360,000円
22,600円
1,200円の範囲内で規則で定める額
108,000円
8,600円
10,800円
8,600円
10,800円
3,200円
1,000円
6,200円
24,700円

(道路占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第35条 道路占用料の徴収等に関する条例(昭和43年兵庫県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中「273円」を「281円」に、「46円」を「47円」に改める。

(兵庫県入港料条例の一部改正)

第36条 兵庫県入港料条例(昭和53年兵庫県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「0.12円」を「0.20円」に改める。

(兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第37条 兵庫県立但馬飛行場の設置及び管理に関する条例(平成6年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1着陸料の款最大離陸重量が6トンを超える航空機の項使用料の欄及び停留料の款使用料の欄を次のように改める。

1 機 1 回の着陸につき720円に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり610円を加算した額
1 機 1 回の停留につき 830円
1 機 1 回の停留につき 1, 670円
1 機 1 回の停留につき1, 670円に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり30円を加算した額
1 機 1 回の停留につき2, 190円に最大離陸重量が23トンを超える部分について 1 トン当たり90円を加算した額

別表第 3 土地の款小型機駐機場の項基準額の欄を次のように改める。

1 機 1 回の停留につき 830円
1 機 1 回の停留につき 1, 670円
1 機 1 回の停留につき1, 670円に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり30円を加算した額

別表第 3 建築物の款ターミナルビルの項多目的ホールの中「5, 200円」を「5, 300円」に改め、同項事務室の中「2, 500円」を「2, 600円」に改め、同款格納庫の項基準額の欄を次のように改める。

1 機 1 回の格納につき 5, 150円
1 機 1 回の格納につき 5, 990円
1 機 1 回の格納につき5, 990円に最大離陸重量が 6 トンを超える部分について 1 トン当たり30円を加算した額

(公有土地水面の使用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第38条 公有土地水面の使用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 砂利の款採取料の欄から栗石又は玉石の款採取料の欄までを次のように改める。

325円
290円
290円
385円

(河川の流水占用料等の徴収等に関する条例の一部改正)

第39条 河川の流水占用料等の徴収等に関する条例（平成12年兵庫県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 占用料の欄中「2, 074円」を「2, 134円」に、「457円」を「471円」に、「1, 037円」を「1, 067円」に、「52円」を「53円」に、「4, 935円」を「5, 076円」に改める。

別表第 3 砂利の款採取料の欄から栗石又は玉石の款採取料の欄までを次のように改める。

325円
290円
290円
385円

(海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第40条 海岸保全区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2 砂利の款採取料の欄から栗石又は玉石の款採取料の欄までを次のように改める。

325円
290円
290円
385円

(港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例の一部改正)

第41条 港湾区域等における占用料等の徴収に関する条例（平成12年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2 砂利の款採取料の欄から栗石又は玉石の款採取料の欄までを次のように改める。

325円
290円
290円
385円

(兵庫県工業用水道供給条例の一部改正)

第42条 兵庫県工業用水道供給条例（昭和41年兵庫県条例第59号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に、拗音に用いられている「ゆ」を「ゅ」に改める。

第19条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(兵庫県水道用水供給条例の一部改正)

第43条 兵庫県水道用水供給条例（昭和54年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条、第6条及び第8条中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第44条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1 特別病室の室料の款金額の欄を次のように改める。

1人1日 18,500円
1人1日 15,400円
1人1日 13,400円
1人1日 10,300円
1人1日 8,200円
1人1日 6,200円
1人1日 5,100円
1人1日 4,100円
1人1日 3,100円
1人1日 2,600円

別表第1 診断書、証明書その他これらに類する文書の料金の款中「15,000円」を「15,400円」に改める。

別表第3 特別病室の室料の款金額の欄を次のように改める。

1人1日	18,500円
1人1日	10,300円
1人1日	8,200円

別表第3 診断書、証明書その他これらに類する文書の料金の款中「15,000円」を「15,400円」に改める。
 (兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第45条 兵庫県立学校授業料等徴収条例(昭和37年兵庫県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(高等学校及び中等教育学校の授業料の徴収)

第6条 高等学校及び中等教育学校の授業料(次条に規定する授業料を除く。以下この条において同じ。)は、別表に掲げる授業料の年額の4分の1に相当する額(学年の中途に入学し、復学し、退学し、卒業し、又は修了する者にあつては、同表に掲げる授業料の年額の12分の1に相当する額)にその者の次の表の左欄に掲げる期における在学する月数を乗じて得た額を同欄に掲げる期ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる徴収期限までに徴収するものとする。ただし、当該徴収期限後に入学し、又は復学した者のその期の授業料は、入学し、又は復学した日の属する月の末日までに徴収するものとする。

期	徴収期限
第1期(4月から6月まで)	6月25日
第2期(7月から9月まで)	9月25日
第3期(10月から12月まで)	11月25日
第4期(1月から3月まで)	2月25日

2 教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第4条の規定による認定の申請又は同法第17条の規定による届出をした者の授業料の徴収を、当該申請又は届出をした日から教育委員会が別に定める日までの間、猶予することができる。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、入学した年度の受講料は、履修科目の申込みを受領した日の属する月の翌月の25日までに徴収するものとする。

第9条第2項を次のように改める。

2 教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定による認定の申請又は同法第17条の規定による届出をした者の受講料の徴収を、当該申請又は届出をした日から教育委員会が別に定める日までの間、猶予することができる。

(兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第46条 兵庫県立兎和野高原野外教育センターの設置及び管理に関する条例(昭和43年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表体育館の款基準額の欄から集会室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
3,000	4,000	4,000	7,000	8,000	11,000
1人1回につき		210円			
1人1泊につき		570円			
1人1日につき		310円			

別表スキー用具の款基準額の欄を次のように改める。

1人1日につき	410円
---------	------

1人1日につき	570円
1人1日につき	210円
1人1日につき	410円

(兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第47条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3,000円」を「3,100円」に改める。

第8条の2第1項中「16,000円」を「16,500円」に改める。

別表第1一般の項観覧料(1人につき)の欄から高校生の項観覧料(1人につき)の欄までを次のように改める。

円	円
510	410
410	330
260	210

別表第3ホールの款使用料の欄からアトリエの款使用料の欄までを次のように改める。

円	円	円	円
11,000	27,500	38,500	16,500
9,700	24,200	33,900	14,600
3,200	7,900	11,100	4,800
14,700	36,900	51,600	22,100
13,000	32,500	45,500	19,500
2,900	7,200	10,100	4,400
2,600	6,300	8,900	3,900

別表第4会議室の款基準額の欄から展示室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円
1,900	4,600	6,500	2,900
600	1,600	2,200	900
2,800	7,000	9,800	4,200
2,100	5,200	7,300	3,200
16,800	42,000	58,800	25,200
14,700	36,900	51,600	22,100
8,100	20,000	28,100	12,200
7,100	17,600	24,700	10,700
3,200	7,900	11,100	4,800
2,800	7,000	9,800	4,200

3,000	7,500	10,500	4,500
2,700	6,600	9,300	4,100

別表第4収蔵庫の款中「121円」を「125円」に改める。

別表第6美術品の特別の観覧に係る料金の項中「3,000円」を「3,100円」に改め、同表講座の受講に係る料金の項中「16,000円」を「16,500円」に改める。

(兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第48条 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第6条中「3,000円」を「3,100円」に改める。

別表第1一般の項中「200」を「210」に改める。

別表第3講堂の項使用料の欄を次のように改める。

円	円	円
4,100	8,200	12,300

(兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第49条 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例(昭和62年兵庫県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部プール(1コースにつき)の項基準額の欄から大美術展示室の項基準額の欄までを次のように改める。

1,200	2,100	1,900	3,300	4,000	5,200
1時間につき 7,200円					
1日につき 4,600円					

別表第1の2の部プールの項基準額の欄からボートの項基準額の欄までを次のように改める。

1人1回につき 260円
1人1回につき 510円
1艇1時間につき3,100円の範囲内で規則で定める額
1艇1時間につき2,600円の範囲内で規則で定める額

別表第2美術展示室の項中「350円」を「360円」に、「300円」を「310円」に改める。

(兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第50条 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条中「3,000円」を「3,100円」に改める。

別表第1一般の項中「200」を「210」に改める。

別表第3ホールの項使用料の欄を次のように改める。

5,700円	7,200円	12,900円
--------	--------	---------

(兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第51条 兵庫県立奥猪名健康の郷の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表1の部体育館の款基準額の欄からテニスコートの款基準額の欄までを次のように改める。

円 3,700	円 5,100	円 5,100	円 8,800	円 10,200	円 13,900
930	1,100	1,100	2,000	2,200	3,100
210	310	310	520	620	830
1人1泊につき1,200円の範囲内で教育委員会規則で定める額					
1人1回につき310円の範囲内で教育委員会規則で定める額					
1室1泊につき 7,000円					
1面1時間につき 820円					
1面1時間につき 570円					

別表2の部基準額の欄中「200円」を「210円」に、「800円」を「820円」に改める。

(兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第52条 兵庫県立南但馬自然学校の設置及び管理に関する条例(平成6年兵庫県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「500円」を「510円」に改める。

別表自然観察館の款使用料の欄からキャンプ場の款宿泊をする場合の項使用料の欄までを次のように改める。

円 2,500	円 3,200	円 3,200	円 5,700	円 6,400	円 8,900
2,300	3,000	3,000	5,300	6,000	8,300
1人1泊につき980円の範囲内で教育委員会規則で定める額					
1人1泊につき 210円					
1人1泊につき 100円					

(兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第53条 兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例(平成19年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第6条中「2,000円」を「2,100円」に改める。

別表第1一般の項中「200」を「210」に改める。

別表第3講堂の項使用料の欄を次のように改める。

6,200円	8,200円	14,400円
--------	--------	---------

(兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第54条 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例(平成24年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)多目的ホールの款基準額の欄から研修室の款Aの項基準額の欄までを次のように改める。

円 38,800	円 51,600	円 58,100	円 90,400	円 109,700	円 148,500
24,000	31,900	35,900	55,900	67,800	91,800
22,900	30,500	34,500	53,400	65,000	87,900

8,100	10,800	12,200	18,900	23,000	31,100
69,700	93,000	104,700	162,700	197,700	267,400
43,100	57,500	64,700	100,600	122,200	165,300
41,100	54,900	61,800	96,000	116,700	157,800
14,500	19,500	21,800	34,000	41,300	55,800
4,900	6,600	7,400	11,500	14,000	18,900
7,300	9,800	11,000	17,100	20,800	28,100
3,900	5,100	5,900	9,000	11,000	14,900
3,100	4,100	4,600	7,200	8,700	11,800
3,700	4,900	5,600	8,600	10,500	14,200
2,000	2,600	2,900	4,600	5,500	7,500
2,800	3,700	4,200	6,500	7,900	10,700
1,500	2,100	2,400	3,600	4,500	6,000
1,300	1,900	2,100	3,200	4,000	5,300
2,800	3,700	4,200	6,500	7,900	10,700

別表1の部(1)備考の欄中「5,000円」を「5,100円」に改め、同部(2)体育室の項基準額の欄からトレーニング室の項基準額の欄までを次のように改める。

1人1回につき 310円
1人1回につき 310円
1人1回につき 310円
1人1回につき 510円
1人1回につき 670円

別表1の部(2)備考の欄中「950円」を「980円」に改め、同表2の部テニスコートの款専用で利用する場合の項中「650円」を「670円」に、同款共同で利用する場合の項中「300円」を「310円」に改め、同表3の部(1)スポーツ施設の款基準額の欄から宿泊施設の款和室の項基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円
30,200	40,200	45,300	70,400	85,500	115,700
15,100	20,100	22,700	35,200	42,800	57,900
45,300	60,400	68,000	105,700	128,400	173,700
30,200	40,200	45,300	70,400	85,500	115,700
54,300	72,400	81,700	126,700	154,100	208,400
27,300	36,100	40,800	63,400	76,900	104,200
81,700	108,500	122,400	190,200	230,900	312,600
54,300	72,400	81,700	126,700	154,100	208,400

7,100	9,400	10,600	16,500	20,000	27,100
5,000	6,700	7,600	11,700	14,300	19,300
5,000	6,700	7,600	11,700	14,300	19,300
1,900	2,400	2,700	4,300	5,100	7,000
1,300	1,900	2,000	3,200	3,900	5,200
820	1,100	1,200	1,900	2,300	3,100
820	1,100	1,200	1,900	2,300	3,100
510	720	720	1,200	1,400	1,900
310	510	620	820	1,100	1,400
1人1泊につき 2,400円					
1人1泊につき 1,900円					

別表3の部(1)備考の欄中「5,000円」を「5,100円」に改め、同部(2)基準額の欄中「650円」を「670円」に、「450円」を「460円」に改め、同表4の部会議室の款基準額の欄及び和室会議室の款基準額の欄を次のように改める。

310	310	620
410	620	1,000

別表4の部カヌーの款中「500円」を「510円」に改め、同部艇庫の款カヌー又はボートを置く場合の項基準額の欄及び陸置場の款基準額の欄を次のように改める。

1艇1メートル1月につき 720円
1艇1メートル1月につき 930円
1艇1メートル1月につき 620円

別表5の部弓道場の款専用利用の項基準額の欄を次のように改める。

2,500円	3,200円	5,700円
--------	--------	--------

別表6の部(1)第1道場の款基準額の欄から和室の款基準額の欄までを次のように改める。

円	円	円	円	円	円	円
13,100	17,500	19,500	30,600	37,000	50,100	6,600
31,400	42,000	46,900	73,400	88,900	120,300	15,700
26,100	35,000	39,100	61,100	74,100	100,200	13,100
29,700	39,900	44,500	69,600	84,400	114,100	14,900
24,800	33,200	37,100	58,000	70,300	95,100	12,400
59,500	79,800	89,100	139,300	168,900	228,400	29,700
49,600	66,400	74,300	116,000	140,700	190,300	24,900
9,900	13,200	14,800	23,100	28,000	37,900	4,900

23,700	31,600	35,600	55,300	67,200	90,900	11,800
19,700	26,300	29,600	46,000	55,900	75,600	9,900
22,400	30,000	33,800	52,400	63,800	86,200	11,200
18,700	25,000	28,200	43,700	53,200	71,900	9,400
44,800	60,100	67,700	104,900	127,800	172,600	22,400
37,400	50,000	56,400	87,400	106,400	143,800	18,700
2,100	2,700	3,100	4,800	5,800	7,900	1,000
4,200	5,600	6,300	9,800	11,900	16,100	2,200
1,700	2,300	2,600	4,000	4,900	6,600	930

別表6の部(1)備考の欄中「5,000円」を「5,100円」に改め、同部(2)第2道場の項中「300円」を「310円」に改め、同部(2)トレーニング室の項中「450円」を「460円」に改める。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第55条 警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表7の部(1)の款中「第97条の2第1項第3号」の右に「又は第5号」を加え、同部(1)の2の款中「第89条第2項」を「第89条第3項」に改め、同表8の部(6)の項中「19,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第33条及び第36条の規定 平成26年5月1日
 - (2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の42の部の改正規定 平成26年6月12日
 - (3) 第12条の規定 平成26年7月1日
 - (4) 第55条中警察手数料徴収条例別表7の部の改正規定 道路交通法の一部を改正する法律(平成25年法律第43号)の施行の日
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例(以下「改正後の使用料等徴収条例」という。)別表第4の14の部(1)の款の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる死体の検案に係る手数料について適用し、施行日以前に行われた死体の検案に係る手数料については、同款の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の使用料等徴収条例別表第4の67の部(1)の款の規定は、施行日以後に同款に規定する証明書の交付の申請をする者について適用する。
- 4 施行日前に第9条、第14条、第18条、第20条、第47条、第48条、第50条、第52条及び第53条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき利用の許可を受けた者に係る使用料の額については、第9条、第14条、第18条、第20条、第47条、第48条、第50条、第52条及び第53条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前に兵庫県立高等学校及び兵庫県立中等教育学校の後期課程(以下「兵庫県立高等学校等」という。)に在学している者の授業料(兵庫県立高等学校通信制の課程にあっては受講料。以下同じ。)の徴収については、第45条の規定による改正後の兵庫県立学校授業料等徴収条例(以下「改正後の授業料等徴収条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 施行日前から引き続き高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条第1項に規定する高等学校等をいう。)に在学している者で施行日以後に兵庫県立高等学校等に転学をしたもの又は編入学をしたもの(教育委員会が別に定める者に限る。)の授業料の徴収については、改正後の授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

勤労者福祉基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第9号

勤労者福祉基金条例の一部を改正する条例

勤労者福祉基金条例（昭和56年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び勤労者の労働環境の向上に資する」を「並びに勤労者の能力の向上及び労働環境の整備を支援する」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

農林水産資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

農林水産資金特別会計条例の一部を改正する条例

農林水産資金特別会計条例（平成18年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「就農支援資金、」を削る。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条第1項中「就農支援資金及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。以下「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 基盤強化法等改正法第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第2条第2項に規定する就農支援資金に関する経理については、なお従前の例による。

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第11号

兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第7条の3の5に規定するもの」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）」に改め、同条第3項中「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改める。

第18条の3第2項第1号の表中

1,800万円を超える金額	100分の50
---------------	---------

を

1,800万円を超え4,000万円以下の金額	100分の50
4,000万円を超える金額	100分の45

に改める。

第19条中「控除限度額」の右に「及び同法第165条の6第1項の控除限度額の合計額」を加える。

第26条中「100分の5」を「100分の3.2」に改める。

第32条の5中「第9条の12」を「第9条の11」に改める。

第48条の2第3項中「供する」の右に「耐震基準適合既存住宅（」を、「をいう」の右に「。第59条の2第1項において同じ。）のうち法第73条の14第3項に規定する耐震基準（第59条の2第1項において「耐震基準」という。）に適合するものとして政令第 条で定めるものをいう」を加え、「以下第5項及び第56条第2項」を「第5項、第56条第2項及び第59条の2第1項」に改め、同条第5項中「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に改め、「添付して、」の右に「第53条第1項の規定によって当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を加える。

第56条第2項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に、「既存住宅及び」を「耐震基準適合既存住宅及び」に改め、同条第6項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改め、「添付して、」の右に「第53条第1項の規定によって当該住宅の取得の事実を申告する際、併せて」を加える。

第57条第2項中「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」に改める。

第59条の3及び第59条の4を削る。

第59条の2の2の見出し中「免除」を「免除等」に改め、同条第2項中「納税義務者」を「不動産の取得者」に改め、「添付して、」の右に「第53条第1項の規定によって当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を加え、同項第2号及び第3号中「所在」を「所在地」に改め、同条に次の6項を加える。

- 3 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が事実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。
- 4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に取得した不動産が譲渡担保財産であつてこれを2年以内に譲渡担保財産の設定者に移転することを証明するに足りる書類を添付して、第53条第1項の規定によって当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。
 - (1) 申告者の氏名又は名称及び住所又は所在地
 - (2) 譲渡担保財産が土地である場合には、土地の所在地、地番、地目及び地積
 - (3) 譲渡担保財産が家屋である場合には、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (4) 譲渡担保財産の設定年月日
 - (5) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅予定年月日
 - (6) 譲渡担保財産の設定者に対する当該譲渡担保財産の移転予定年月日
- 5 第58条の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第59条の4第3項」と、同条第1号中「第56条第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「第59条の4第1項」と読み替えるものとする。
- 6 知事は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付するものとする。
- 7 第59条第2項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。
- 8 第6項の規定による還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
 - (2) 譲渡担保財産が土地である場合には、土地の所在地、地番、地目及び地積
 - (3) 譲渡担保財産が家屋である場合には、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (4) 譲渡担保財産の設定年月日
 - (5) 譲渡担保財産により担保される債権の消滅年月日
 - (6) 譲渡担保財産の設定者に対する当該譲渡担保財産の移転年月日

(7) 還付を受けるべき金額

第59条の2の2を第59条の4とする。

第59条の2第2項中「納税者」を「不動産の取得者」に改め、「添付して、」の右に「第53条第1項の規定によって当該不動産の取得の事実を申告する際、併せて」を加え、同条第5項中「同条各号列記以外の部分中」を「同条中」に、「第59条の2第3項」を「第59条の3第3項」に、「第59条の2第1項」を「第59条の3第1項」に改め、同条第6項中「第59条の2第1項」を「第1項」に、「同条第1項」を「同項」に改め、同条第8項中「規定により」を「規定による」に改め、同条を第59条の3とし、第59条の次に次の1条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第59条の2 知事は、個人が耐震基準不適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。）を取得した場合において、当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。以下この条において同じ。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき施行規則第 条で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第73条の14第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅の取得者は、次に掲げる事項を記載した申告書に同項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足りる書類を添付して、第53条第1項の規定によって当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の氏名及び住所
- (2) 取得した住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅の耐震改修完了年月日
- (5) 当該住宅を取得した者の取得後の居住の有無

3 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から6月以内の期間を限って、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該住宅に耐震改修を行うこと及び当該住宅の取得の日から6月以内に当該耐震改修が完了することを証明するに足りる書類を添付して、第53条第1項の規定によって当該住宅の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

- (1) 申告者の氏名及び住所
- (2) 取得した住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅の耐震改修着工及び完了予定年月日
- (5) 当該住宅を取得した者の取得後の居住の有無

5 第58条の規定は、第3項の規定による徴収猶予について準用する。この場合において、同条中「前条第1項」とあるのは「第59条の2第3項」と、同条第1号中「第56条第1項第1号又は第2項第1号」とあるのは「第59条の2第1項」と読み替えるものとする。

6 知事は、住宅の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該住宅について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該納税義務者の申請により、同項の規定によって減額すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 前条第2項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

8 第6項の規定による還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に第1項の規定の適用があることとなった事実を証明するに足りる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 取得した住宅の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅の耐震改修完了年月日

(5) 当該住宅を取得した者の取得後の居住の有無

(6) 還付を受けるべき金額

第59条の6の見出し中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第1項中「第8条第1項又は第11条の12」を「第11条の14」に、「農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この項及び第6項において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号」を「農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下この項及び第6項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）が、農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロ」に、「（同条第1項）を「又は同法第7条第1号に掲げる事業（それぞれ同法第4条第1項）」に、「第39条の7各号」を「第39条の6各号」に、「第4条第2項第3号」を「第7条第3号」に、「農地保有合理化法人等による」を「農地利用集積円滑化団体等による」に改め、同条第2項中「納税義務者」を「土地の取得者」に改め、「添付して、」の右に「第53条第1項の規定によって当該土地の取得の事実を申告する際、併せて」を加え、同条第4項中「第4条第2項第3号」を「第7条第3号」に改め、同条第5項中「同条各号列記以外の部分中」を「同条中」に改め、同条第6項中「農地保有合理化法人等」を「農地利用集積円滑化団体等」に改め、同条第8項中「第6項」の右に「の規定による還付」を加える。

第130条中「第20条」の右に「又は第42条」を加える。

附則第5条の3中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで）の右に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで）を「公益法人等（同条第6項から第11項まで）」に、「財産（同条第6項から第10項まで）を「財産（同条第6項から第11項まで）」に改める。

附則第9条の5の2中「、「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と」の右に「、「100分の45」とあるのは「100分の44.055」と」を加える。

附則第9条の7第1項中「平成27年度まで」を「平成30年度まで」に改める。

附則第15条及び第15条の2中「平成26年3月31日まで」を「平成28年3月31日まで」に改める。

附則第16条第2項中「又は第59条の2第1項」を「、「第59条の2第1項又は第59条の3第1項」に改める。

附則第18条第3項及び第19条中「第59条の2第1項」を「第59条の3第1項」に改める。

附則第21条の2第1項中「平成26年3月31日まで」を「平成28年3月31日まで」に改める。

附則第21条の2の2第1項中「自家用の自動車で」を「営業用の自動車（」に、「」以外のものを「以下この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車」に、「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2項中「4分の1」を「100分の20」に改め、同条第3項中「2分の1」を「100分の40」に改める。

附則第22条第1項の表乗用車（三輪の小型自動車を除く。）の款税率（年額）の欄を次のように改める。

8,600円	33,900円
9,700円	39,600円
10,900円	45,400円
15,800円	51,700円
18,000円	58,600円
20,500円	66,700円
23,500円	76,400円
27,100円	87,900円
31,200円	101,200円
46,800円	127,600円

附則第22条第1項の表三輪の小型自動車の款乗用車の項中「4,900円」を「5,100円」に、「6,600円」を「6,900円」に改め、同表特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）の款キャンピング車の項税率（年額）の欄を次のように改める。

—	27,100円
—	31,700円

—	36,300円
—	41,400円
—	46,900円
—	53,300円
—	61,100円
—	70,300円
—	80,900円
—	102,100円

附則第22条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 前項の規定が適用される場合における第116条第2項及び第5項並びに第117条第1項の規定の適用については、第116条第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第1項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「4,100円」と、「5,200円」とあるのは「5,700円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「5,200円」と、「6,300円」とあるのは「6,900円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「6,900円」と、「8,000円」とあるのは「8,800円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第1項及び同条第2項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、第117条第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第1項及び同条第2項において読み替えて適用する前条第2項」とする。
- 3 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車(同項において除くものとされる自動車及び第116条第6項の規定の適用を受けるバスを除く。)に対して課する平成26年度分の自動車税の税率は、第116条第1項及びこの条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
乗用車(三輪の小型自動車を除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	8,200円	32,400円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	9,300円	37,900円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	10,400円	43,400円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	15,100円	49,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	17,200円	56,100円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	19,600円	63,800円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	22,500円	73,100円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	25,900円	84,100円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	29,900円	96,800円
トラック(三輪の小型自動車を除く。)	総排気量が6リットルを超えるもの	44,700円	122,100円
	最大積載量が1トン以下のもの	7,100円	8,800円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円	12,600円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円	17,600円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円	22,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円	28,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円	33,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円	38,500円
最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円	44,500円	

	最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	16,600円	22,600円
	小型自動車に属するけん引車	8,200円	11,200円
バス（三輪の小型自動車を除く。）	一般乗合用のもの以外のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	29,100円	36,300円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	35,200円	45,100円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	41,800円	53,900円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	48,400円	62,700円
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	55,500円	72,000円
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	62,700円	81,400円
	乗車定員が80人を超えるもの	70,400円	91,300円
三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	4,900円	6,600円
	最大積載量が1トンを超えるもの	7,500円	10,300円
	けん引車	4,200円	5,800円
	乗用車	4,900円	6,600円
	特種用途車	4,900円	6,600円
特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 <small>じんがい</small> 塵芥車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	7,100円	8,800円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	9,900円	12,600円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	13,200円	17,600円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	16,500円	22,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	20,300円	28,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	24,200円	33,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	28,000円	38,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	32,400円	44,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	32,400円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額	44,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに6,900円を加算した額

穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの		
車両重量が2トン以下のもの	7,100円	8,800円
車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	9,900円	12,600円
車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	13,200円	17,600円
車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	16,500円	22,500円
車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	20,300円	28,000円
車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	24,200円	33,000円
車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	28,000円	38,500円
車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	32,400円	44,500円
車両重量が16トンを超えるもの	32,400円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに5,100円を加算した額	44,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに6,900円を加算した額
キャンピング車		
総排気量が1リットル以下のもの	—	25,900円
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	30,300円
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	34,700円
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	39,600円
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	44,800円
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	51,000円
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	58,500円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	67,300円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	77,400円
総排気量が6リットルを超えるもの	—	97,600円
霊きゆう車		
普通自動車に属するもの	11,000円	—
小型自動車に属するもの	9,700円	—
その他		
普通自動車に属するもの	24,200円	33,000円
小型自動車に属するもの	9,900円	12,600円

附則第22条第8項中「第4項及び第6項」を「第5項から第8項まで」に、「第12条の3第6項」を「第12条の3第8項」に改め、同項を同条第13項とし、同項の前に次の5項を加える。

8 前項の規定が適用される場合における第116条第2項、第5項及び第6項並びに第117条第1項の規定の適用については、第116条第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第7項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「2,800円」と、「5,200円」とあるのは「4,000円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「3,500円」と、「6,300円」とあるのは「5,000円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「5,000円」と、「8,000円」とあるのは「6,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第7項及び同条第8項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第7項」と、第117条第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第7項並びに同条第8項に

において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

- 9 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率は、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分の自動車税に限り、第116条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

自動車の区分		税率（年額）	
		営業用	自家用
乗用車（三輪の小型自動車を除く。）	総排気量が1リットル以下のもの	2,000円	7,500円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500円	9,000円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500円	10,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500円	11,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000円	13,000円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500円	14,500円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500円	17,000円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000円	19,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの 総排気量が6リットルを超えるもの	7,000円 10,500円	22,000円 28,000円
トラック（三輪の小型自動車を除く。）	最大積載量が1トン以下のもの	2,000円	2,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000円	4,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000円	5,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000円	6,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500円	7,500円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500円	9,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	4,000円	5,500円
	小型自動車に属するけん引車	2,000円	3,000円
バス（三輪の小型自動車を除く。）	一般乗合用のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	3,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの 乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,000円 6,500円	— —

	乗車定員が80人を超えるもの	7,500円	—
	一般乗合用のもの以外のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	7,000円	8,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000円	10,500円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500円	12,500円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000円	14,500円
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000円	16,500円
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500円	18,500円
	乗車定員が80人を超えるもの	16,000円	21,000円
三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	1,500円	1,500円
	最大積載量が1トンを超えるもの	2,000円	2,500円
	けん引車	1,000円	1,500円
	乗用車	1,500円	1,500円
	特種用途車	1,500円	1,500円
特種用途車 (三輪の小型自動車を除く。)	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 ^{じんがい} 塵芥車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	2,000円	2,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000円	4,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000円	5,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000円	6,500円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500円	7,500円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500円	9,000円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに1,600円を加算した額
穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの	車両重量が2トン以下のもの	2,000円	2,000円
	車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	2,500円	3,000円
	車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	3,000円	4,000円
	車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	4,000円	5,500円
	車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	5,000円	6,500円
	車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	5,500円	7,500円

車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	6,500円	9,000円
車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	7,500円	10,500円
車両重量が16トンを超えるもの	7,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに1,600円を加算した額
キャンピング車		
総排気量が1リットル以下のもの	—	6,000円
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	7,000円
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	8,000円
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	9,000円
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	10,500円
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	12,000円
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	13,500円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	15,500円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	18,000円
総排気量が6リットルを超えるもの	—	22,500円
霊きゅう車		
普通自動車に属するもの	2,500円	—
小型自動車に属するもの	2,500円	—
その他		
普通自動車に属するもの	5,500円	7,500円
小型自動車に属するもの	2,500円	3,000円

10 前項の規定が適用される場合における第116条第2項、第5項及び第6項並びに第117条第1項の規定の適用については、第116条第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第9項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,000円」と、「5,200円」とあるのは「1,300円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「1,200円」と、「6,300円」とあるのは「1,600円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「1,600円」と、「8,000円」とあるのは「2,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第9項及び同条第10項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第9項」と、第117条第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第9項並びに同条第10項において準用する前条第2項及び第6項」とする。

11 法附則第12条の3第7項に規定する自動車に対して課する自動車税の税率は、当該自動車平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成27年度分に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成28年度分に限り、第116条第1項の規定にかかわらず、第5項の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

12 前項の規定が適用される場合における第116条第2項、第5項及び第6項並びに第117条第1項の規定の適用については、第116条第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第11項」と、「同項」とあるのは「附則第22条第5項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,800円」と、「5,200円」とあるのは「2,600円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「2,300円」と、「6,300円」とあるのは「3,200円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「3,200円」と、「8,000円」とあるのは「4,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第11項及び同条第12項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第11項」と、「同項」とあるのは「附則第22条第5項」と、第117条第1項中

「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第11項並びに同条第12項において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

附則第22条第7項を削り、同条第6項の表中「霊きゅう車」を「霊きゅう車」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 前項の規定が適用される場合における第116条第2項、第5項及び第6項並びに第117条第1項の規定の適用については、第116条第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第5項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「1,800円」と、「5,200円」とあるのは「2,600円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「2,300円」と、「6,300円」とあるのは「3,200円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「3,200円」と、「8,000円」とあるのは「4,000円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第5項及び同条第6項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、同条第6項中「第1項」とあるのは「附則第22条第5項」と、第117条第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第5項並びに同条第6項において読み替えて適用する前条第2項及び第6項」とする。

附則第22条第5項を削り、同条第4項中「平成25年3月31日までの間に新車新規登録」の右に「(同条第1項第1号に規定する新車新規登録をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「前項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の区分		税率(年額)	
		営業用	自家用
乗用車(三輪の小型自動車を除く。)	総排気量が1リットル以下のもの	4,000円	15,000円
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500円	17,500円
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000円	20,000円
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000円	22,500円
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000円	25,500円
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000円	29,000円
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500円	33,500円
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000円	38,500円
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000円	44,000円
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500円	55,500円
トラック(三輪の小型自動車を除く。)	最大積載量が1トン以下のもの	3,500円	4,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000円	8,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500円	13,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000円	15,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000円	17,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額
	普通自動車に属するけん引車	8,000円	10,500円
	小型自動車に属するけん引車	4,000円	5,500円

バス（三輪の小型自動車を除く。）	一般乗合用のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	6,000円	—
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500円	—
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000円	—
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000円	—
	乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500円	—
	乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000円	—
	乗車定員が80人を超えるもの	14,500円	—
	一般乗合用のもの以外のもの		
	乗車定員が30人以下のもの	13,500円	16,500円
	乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000円	20,500円
	乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000円	24,500円
	乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000円	28,500円
乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500円	33,000円	
乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500円	37,000円	
乗車定員が80人を超えるもの	32,000円	41,500円	
三輪の小型自動車	最大積載量が1トン以下のもの	2,500円	3,000円
	最大積載量が1トンを超えるもの	3,500円	5,000円
	けん引車	2,000円	3,000円
	乗用車	2,500円	3,000円
	特種用途車	2,500円	3,000円
特種用途車（三輪の小型自動車を除く。）	給油車、粉粒体運搬車、タンク車、給水車、 <small>じんがい</small> 塵芥車、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、散水車、冷蔵冷凍車、ふん尿車、活魚運搬車及びこれらに類するもの		
	最大積載量が1トン以下のもの	3,500円	4,000円
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500円	6,000円
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000円	8,000円
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500円	10,500円
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500円	13,000円
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000円	15,000円
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000円	17,500円
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000円	20,500円
	最大積載量が8トンを超えるもの	15,000円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,200円を加算した額

穴掘建柱車、ウインチ車、クレーン車、くい打車、コンクリート作業車、クレーン用台車、レッカー車及びこれらに類するもの		
車両重量が2トン以下のもの	3,500円	4,000円
車両重量が2トンを超え4トン以下のもの	4,500円	6,000円
車両重量が4トンを超え6トン以下のもの	6,000円	8,000円
車両重量が6トンを超え8トン以下のもの	7,500円	10,500円
車両重量が8トンを超え10トン以下のもの	9,500円	13,000円
車両重量が10トンを超え12トン以下のもの	11,000円	15,000円
車両重量が12トンを超え14トン以下のもの	13,000円	17,500円
車両重量が14トンを超え16トン以下のもの	15,000円	20,500円
車両重量が16トンを超えるもの	15,000円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に車両重量が16トンを超える部分2トンまでごとに3,200円を加算した額
キャンピング車		
総排気量が1リットル以下のもの	—	12,000円
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	—	14,000円
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	—	16,000円
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	—	18,000円
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	—	20,500円
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	—	23,500円
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	—	27,000円
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	—	31,000円
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	—	35,500円
総排気量が6リットルを超えるもの	—	44,500円
霊きゆう車		
普通自動車に属するもの	5,000円	—
小型自動車に属するもの	4,500円	—
その他		
普通自動車に属するもの	11,000円	15,000円
小型自動車に属するもの	4,500円	6,000円

附則第22条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項の規定が適用される場合における第116条第2項及び第5項並びに第117条第1項の規定の適用については、第116条第2項中「前項」とあるのは「附則第22条第3項」と、同項第1号中「3,700円」とあるのは「4,100円」と、「5,200円」とあるのは「5,700円」と、同項第2号中「4,700円」とあるのは「5,200円」と、「6,300円」とあるのは「6,900円」と、同項第3号中「6,300円」とあるのは「6,900円」と、「8,000円」とあるのは「8,800円」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「附則第22条第3項及び同条第4項において読み替えて適用する第2項並びに前2項」と、第117条第1項中「前条第1項、第2項及び第6項」とあるのは「附則第22条第3項及び同条第4項において読み替えて適用する前条第2項」とする。

附則第27条第4項中「平成25年12月31日まで」を「平成29年3月31日まで」に改める。

附則第29条第1項及び第2項中「平成26年度まで」を「平成29年度まで」に改める。

附則第35条第1項中「第3項まで及び第5項」を「第4項まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

附則第36条中「平成元年10月1日から平成26年9月30日まで」を「平成26年10月1日から平成31年9月30日まで」に改め、「及び同期間内における解散（合併による解散を除く。附則第38条、附則第39条第3項及び附則第44条第1項において同じ。）による清算所得」を削り、「100分の5.8」を「100分の4」に改める。

附則第37条第1項中「1,500万円」を「2,000万円」に、「5.8分の0.8」を「4分の0.8」に改め、同条第3項及び第4項中「1,500万円」を「2,000万円」に改める。

附則第44条第1項中「平成20年10月1日以後」を「平成26年10月1日以後」に、「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に改め、同条第2項中「100分の1.5」を「100分の2.2」に、「100分の1.69」を「100分の2.39」に、「100分の2.2」を「100分の3.2」に、「100分の2.475」を「100分の3.475」に、「100分の2.9」を「100分の4.3」に、「100分の3.26」を「100分の4.66」に、「100分の2.7」を「100分の3.4」に、「100分の2.95」を「100分の3.65」に、「100分の3.6」を「100分の4.6」に、「100分の3.93」を「100分の4.93」に、「100分の4」を「100分の5.1」に、「100分の4.365」を「100分の5.465」に、「100分の5.3」を「100分の6.7」に、「100分の5.78」を「100分の7.18」に、「100分の0.7」を「100分の0.9」に、「100分の0.765」を「100分の0.965」に、「100分の4.3」を「100分の5.5」に、「100分の4.695」を「100分の5.895」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第26条、附則第36条、第37条第1項、第3項及び第4項並びに第44条第1項及び第2項の改正規定並びに附則第8項及び第10項の規定 平成26年10月1日
 - (2) 附則第5条の3の改正規定及び附則第5項の規定 平成27年1月1日
 - (3) 第18条の3第2項第1号の表、第32条の5及び附則第9条の5の2の改正規定並びに附則第3項の規定 平成28年1月1日
 - (4) 第14条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第7項の規定 平成28年4月1日
 - (5) 第19条の改正規定及び附則第4項の規定 平成30年1月1日
 - (6) 第59条の6の見出し並びに同条第1項、第4項及び第6項の改正規定並びに附則第12項の規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）の施行の日
（県民税に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の兵庫県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成25年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第18条の3第2項第1号及び附則第9条の5の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成27年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第19条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成29年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第5条の3の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成26年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第14条第2項及び第3項の規定は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

部制条例（昭和38年兵庫県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（各部の所管に属する事務の特例）

第7条 第2条から前条までに規定する事務のうち規則で定めるものは、これらの規定にかかわらず、規則で定める職がつかさどることができる。

附則第4項を次のように改める。

（企画県民部の事務の特例）

4 平成33年3月31日までの間、企画県民部においては、第2条各号に掲げる事務のほか、阪神・淡路大震災により被害を受けた地域の復興に関する事務をつかさどる。この場合における第7条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第4項」とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



県民局設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第13号

県民局設置条例の一部を改正する条例

県民局設置条例（平成12年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県民局及び県民センターの設置に関する条例

第1条及び第2条第1項中「県民局」の右に「及び県民センター」を加える。

別表名称の欄中「神戸県民局」を「神戸県民センター」に、「阪神南県民局」を「阪神南県民センター」に、「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、県民局」の右に「(県民センターを含む。以下同じ。)」を加える。

（兵庫県税条例の一部改正）

3 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第8号中「県民局の所在地、」を「県民局（県民センターを含む。以下同じ。）の所在地、」に改める。

第5条中「県民局長」の右に「(県民センターにあつては、県民センター長。以下同じ。)」を加える。

（福祉に関する事務所の設置に関する条例の一部改正）

4 福祉に関する事務所の設置に関する条例（昭和36年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中播磨県民局の項中「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改める。

（食品衛生法基準条例の一部改正）

5 食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4(3)中「県民局長」の右に「(県民センターにあつては、県民センター長。以下同じ。)」を加える。

（兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

6 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「県民局設置条例」を「県民局及び県民センターの設置に関する条例」に、「中播磨県民局」を「中播磨県民センター」に改める。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第14号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表17の部の次に次のように加える。

17の2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく事務

事務	市町
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が1の市の区域内のみに存する飲食料品の製造業者等（法第14条第1項に規定する製造業者等をいう。）に係るものに限る。） (1) 法第19条の14第1項の規定による指示に関する事務 (2) 法第19条の14第4項の規定による命令に関する事務 (3) 法第19条の14の2の規定による公表に関する事務 (4) 法第20条第3項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務 (5) 法第21条の2第1項の規定による申出の受理に関する事務 (6) 法第21条の2第2項の規定による調査に関する事務 (7) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号。以下この部において「政令」という。）第12条第3項、第4項又は第8項の規定による報告に関する事務 (8) 政令第12条第6項又は第7項の規定による通知の受理に関する事務	神戸市

本則の表56の部の次に次のように加える。

56の2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務

事務	市町
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（法第2条第1号に規定するばい煙発生施設、同条第4号に規定する特定粉じん発生施設又は同条第7号に規定するダイオキシン類発生施設が設置されている同条に規定する特定工場に係るものに限る。） (1) 法第3条第3項（法第4条第3項、第5条第3項及び第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第6条の2第2項の規定による届出の受理に関する事務 (3) 法第10条の規定による命令に関する事務 (4) 法第11条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務	明石市

本則の表67の3の部事務の欄(1)中「(28)から(31)まで」を「(29)から(32)まで」に改め、同欄中(35)を(36)とし、(28)から(34)までを(29)から(35)までとし、(27)の次に次のように加える。

(28) 法第75条第3項の規定による立入検査に関する事務((1)から(27)までに掲げる事務に係るものに限る。)
本則の表78の部市町の欄中「及び西宮市」を「、西宮市及び篠山市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 本則の表78の部市町の欄の改正規定 平成26年7月1日

(2) 本則の表17の部の次に次のように加える改正規定 平成26年10月 1 日
(経過措置)

2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第15号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,610人」を「6,483人」に、「428人」を「424人」に、「12,782人」を「12,780人」に、「940人」を「938人」に、「19,979人」を「19,846人」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 第2条各号に掲げる事務部局に勤務する短時間勤務再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用される者をいう。以下同じ。）の数（1週間当たりの通常の勤務時間数を用いて職員の数に換算した数をいう。以下同じ。）は、450人（うち、30人は教育委員会の事務部局に勤務する短時間勤務再任用職員の数とし、35人は警察に勤務する短時間勤務再任用職員の数とする。）以下とする。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第2条 企業庁職員定数条例（昭和41年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「183人」を「182人」に改める。

附則に次の1項を加える。

(短時間勤務再任用職員の数)

3 企業庁に勤務する短時間勤務再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用される者をいう。）の数（1週間当たりの通常の勤務時間数を用いて職員の数に換算した数をいう。）は、15人以下とする。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第3条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「5,605人」を「5,810人」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 兵庫県病院事業に従事する短時間勤務再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用される者をいう。）の数（1週間当たりの通常の勤務時間数を用いて第1条に規定する職員の数に換算した数をいう。）は、85人以下とする。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第16号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第11項中「平成25年」を「平成26年」に改める。

附則第12項中「平成26年3月分」を「平成27年3月分」に改める。

附則第13項中「平成25年」を「平成26年」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成25年」を「平成26年」に改める。

附則第11項中「平成26年3月分」を「平成27年3月分」に改める。

附則第12項中「平成25年」を「平成26年」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第17号

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例(平成20年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の9」を「100,000分の44」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



兵庫県立こどもの館^{やかた}の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成26年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第18号

兵庫県立こどもの館^{やかた}の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

(兵庫県立こどもの館^{やかた}の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立こどもの館^{やかた}の設置及び管理に関する条例(平成元年兵庫県条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則(第3条第8号及び第7条を除く。)中「館」を「館^{やかた}」に改める。

第3条第8号中「館^{やかた}」を「館」に改め、同条を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 児童の健全な育成に関する相談に応ずること。

第3条に次の1項を加える。

2 知事は、こどもの館の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

第7条中「館^{やかた}」を「館」に改め、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(管理)

第7条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、こどもの館の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる。

(利用料金)

第8条 第4条の規定により別表に掲げるこどもの館の施設の利用の許可を受けた者は、当該施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあっては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。
- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条関係）

区分	基準額			備考
	開館時刻から12時まで	13時から閉館時刻まで	開館時刻から閉館時刻まで	
多目的ホール	円 6,700	円 8,600	円 15,300	1 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 2 平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とする。 3 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日をいう。
円形劇場	4,000	5,100	9,100	
研修室	2,700	3,500	6,200	
利便施設	使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			

（兵庫県立幼児教育センターの設置及び管理に関する条例の廃止）

第2条 兵庫県立幼児教育センターの設置及び管理に関する条例（昭和43年兵庫県条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第19号

環境の保全と創造に関する条例及び兵庫県税条例の一部を改正する条例

（環境の保全と創造に関する条例の一部改正）

第1条 環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第143条」を「第143条の2」に改める。

第6章第2節中第143条の次に次の1条を加える。

(軽油引取税に係る課税の特例)

第143条の2 地域循環型燃料の普及による地球の温暖化の防止を図ることを目的として、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第12条の9の登録を受けた者が同法第2条第6項に規定する特定加工して生産した同法第17条の7第1項に規定する軽油規格に適合する軽油の引取りに対する軽油引取税の課税については、兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(兵庫県税条例の一部改正)

第2条 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第21条の4の次に次の1条を加える。

第21条の4の2 第113条の10第1項の承認を受けた者のうち揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第12条の9の登録を受けた者(県内に主たる事務所又は事業所を有する者に限る。)により、同法第2条第6項に規定する混和対象物(県内に主たる事務所又は事業所を有する者が県内において製造したものに限る。以下この条において同じ。)を用いて県内において製造された軽油(同法第17条の7第1項に規定する軽油規格に適合するものに限る。)の引取り(第101条第2項又は第102条第1項の規定により軽油の引取りを行ったものとみなされる軽油の納入、消費又は譲渡を含む。以下この条において同じ。)のうち当該混和対象物の部分の引取りに対しては、第101条第1項及び第2項並びに第102条第1項の規定にかかわらず、当該軽油の引取りが平成26年4月1日から平成33年3月31日までに行われた場合に限り、軽油引取税を課さない。

2 前項の規定は、第105条又は前条の規定の適用を受ける軽油の引取りについては適用しない。

3 第1項の規定の実施のための手続は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の兵庫県税条例(以下「改正後の条例」という。)附則第21条の4の2の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第113条の10第1項の承認を受けた者からの軽油の引取り(改正後の条例第101条第2項又は第102条第1項の規定により軽油の引取りを行ったものとみなされる軽油の納入、消費又は譲渡を含む。)に対して課すべき軽油引取税について適用する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第20号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号オを次のように改める。

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項に規定する政令で定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者で18歳以上であるものその他これに類する者として知事が別に定めるもの

第7条第1項第2号ク中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の右に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ク(ア)中「第3条第3項第3号」及び「第5条」並びに同号ク(イ)中「第10条第1項」の右に「(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同号ク中をコとし、キをケとし、カをクとし、オの次に次のように加える。

カ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者

キ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者

第7条第1項第2号に次のように加える。

サ 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等により現に居住する住宅に引き続き居住することが困難となったことが明らかである者

第7条第1項第3号ア(イ)中「(イ)に」を「以下この号に」に改め、同号イ中「(ウ)まで」を「(カ)まで」に改め、同号イ(イ)中「、エ、カ又はキ」を「からオまで又はキからサまで」に改め、同号イに次のように加える。

- (イ) 入居者及びその配偶者又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満である場合
- (ロ) 配偶者のない者であり、かつ、同居者に扶養親族である20歳未満の子がある場合
- (ハ) 同居者に扶養親族である18歳未満の子が3人以上ある場合

附則第6項中「第7条第1項第2号から第5号まで」を「第7条第1項第4号及び第5号」に、「満たす」を「満たし、かつ、入居の申込みをした日における収入が214,000円を超えない」に改める。

附則第7項中「第7条第1項第2号キ」を「第7条第1項第2号ケ」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第21号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18,385人」を「18,238人」に、「10,656人」を「10,573人」に、「8,414人」を「8,470人」に、「3,709人」を「3,742人」に、「41,164人」を「41,023人」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則に次の1項を加える。

（短時間勤務再任用職員の数）

2 県立学校の教職員及び県費負担教職員で短時間勤務再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用される者をいう。）である者の数（1週間当たりの通常の勤務時間数を用いて教職員の数に換算した数をいう。）は、570人以下とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



兵庫県いじめ対策審議会条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第22号

兵庫県いじめ対策審議会条例

（設置）

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第1条に規定するいじめの防止等（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を実効的に行うため、兵庫県いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県いじめ防止基本方針に関し、意見を述べること。
- (2) 県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策に関し、意見を述べること。
- (3) 知事の求めによる法第28条第1項の規定により学校の設置者又はその設置する学校が行った調査の結果についての調査に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関し、意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 審議会に、前条第3号に掲げる事務を行わせるため、特別委員若干人を置く。

(委員及び特別委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 特別委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表障害児就学指導審議会の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会	いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)によるいじめの防止等のための対策に関する重要事項の調査審議に関する事務
----------	--

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第72号の4の次に次の1号を加える。

(7)の5 いじめ対策審議会

別表第1 障害児就学指導審議会の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円
	特別委員	日額	12,500円

別表第2 障害児就学指導審議会の委員の項の次に次のように加える。

いじめ対策審議会の委員及び特別委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-------------------	---------------------



警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第23号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和35年兵庫県条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表兵庫県飾磨警察署の項中「家島町坊勢」を「飯田 飯田1丁目から3丁目まで 家島町坊勢」に、「家島町宮」を「家島町宮 井ノ口 今宿」に、「大塩町宮前」を「大塩町宮前 岡田」に、「兼田 北原」を「兼田 上手野の一部 亀山 亀山1丁目及び2丁目 北今宿1丁目から3丁目まで 北原 北夢前台2丁目」に、「木場前七反町」を「木場前七反町 栗山町 車崎1丁目から3丁目まで 西庄 三条町2丁目」に、「飾磨区若宮町」を「飾磨区若宮町 四郷町明田 四郷町上鈴 四郷町坂元 四郷町中鈴 四郷町東阿保 四郷町本郷 四郷町見野 四郷町山脇 下手野1丁目から6丁目まで」に、「継 東山 広畑区吾妻町1丁目から3丁目ま

で 広畑区大町1丁目から3丁目まで 広畑区蒲田 広畑区蒲田1丁目から5丁目まで 広畑区北河原町 広畑区北野町1丁目及び2丁目 広畑区京見町 広畑区小坂 広畑区小松町1丁目から4丁目まで 広畑区才 広畑区清水町1丁目から3丁目まで 広畑区城山町 広畑区末広町1丁目から3丁目まで 広畑区正門通1丁目から4丁目まで 広畑区高浜町1丁目から4丁目まで 広畑区鶴町1丁目及び2丁目 広畑区长町1丁目及び2丁目 広畑区西蒲田 広畑区西夢前台4丁目から8丁目まで 広畑区則直 広畑区早瀬町1丁目から3丁目まで 広畑区東新町1丁目から3丁目まで 広畑区東夢前台4丁目 広畑区富士町 広畑区本町1丁目から6丁目まで 広畑区夢前町1丁目から4丁目まで」を「高岡新町 玉手 玉手1丁目から4丁目まで 中地 中地南町 町坪 町坪南町 継 土山4丁目から7丁目まで 手柄 手柄1丁目及び2丁目 苦編 苦編南1丁目及び2丁目 名古山町 西今宿1丁目から8丁目まで 西延末 延末 延末1丁目 東今宿1丁目から6丁目まで 東延末 東延末1丁目から5丁目まで 東山 東夢前台1丁目から3丁目まで 藤ヶ台 別所町家具町 別所町北宿 別所町小林 別所町佐土 別所町佐土1丁目から3丁目まで 別所町佐土新 別所町別所 別所町別所1丁目から5丁目まで」に、「八家」を「御国野町国分寺 御国野町御着 御国野町西御着 御国野町深志野 神子岡前1丁目から4丁目まで 八家 安田1丁目から3丁目まで 安田4丁目の一部 山吹1丁目及び2丁目」に改め、同表兵庫県網干警察署の項中「勝原区丁」を「勝原区丁 広畑区吾妻町1丁目から3丁目まで 広畑区大町1丁目から3丁目まで 広畑区蒲田 広畑区蒲田1丁目から5丁目まで 広畑区北河原町 広畑区北野町1丁目及び2丁目 広畑区京見町 広畑区小坂 広畑区小松町1丁目から4丁目まで 広畑区才 広畑区清水町1丁目から3丁目まで 広畑区城山町 広畑区末広町1丁目から3丁目まで 広畑区正門通1丁目から4丁目まで 広畑区高浜町1丁目から4丁目まで 広畑区鶴町1丁目及び2丁目 広畑区长町1丁目及び2丁目 広畑区西蒲田 広畑区西夢前台4丁目から8丁目まで 広畑区則直 広畑区早瀬町1丁目から3丁目まで 広畑区東新町1丁目から3丁目まで 広畑区東夢前台4丁目 広畑区富士町 広畑区本町1丁目から6丁目まで 広畑区夢前町1丁目から4丁目まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第24号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表兵庫県立姫路循環器病センターの款内科の項中「神経内科」を「神経内科 糖尿病・内分泌内科」に改め、同款外科の項中「脳神経外科」を「脳神経外科 形成外科」に改め、同款上記以外の診療科目の項中「精神科」を「精神科 眼科」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。